兵庫教育大学学術情報リポジトリ

「公共性」からみたコミュニティ・スクールの現状と課題ーローカル・レベルにおける政策の分析を中心にしてー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-12-01 キーワード (Ja): コミュニティ・スクール, 公共性, 共同体, 政策分析, 異質性 キーワード (En): community school, publicness, community, analysis of policy, heterogeneity 作成者: 柳瀬, 賢佑, YANASE, Kensuke, 坂口, 真康, SAKAGUCHI, Masayasu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15117/0002000123

「公共性」からみたコミュニティ・スクールの現状と課題
－ローカル・レベルにおける政策の分析を中心にして－

The Current Situations and Issues of Community Schools from the Perspective of "Publicness": Focusing on an Analysis of Policies at the Local Level

柳　瀬　賢　佑*　　坂　口　真　康**
YANASE Kensuke　　SAKAGUCHI Masayasu

本稿の目的は，ローカル・レベルのコミュニティ・スクール（以下，CS）に関する公的文書等において，「公共性」と「共同体」の両側面がそれぞれどのように扱われているのかを明らかにすることである。本稿では，兵庫県明石市のCSに着目し，明石市教育委員会会議議事録，明石市のCS規則，そして，明石市CSパンフレットについて，「公共性」と「共同体」の概念を視点に分析・考察を行った。それにより，明石市のCSにおいてはナショナル・レベルに比べ，「公共性」よりも「共同体」の側面が強調されていると考えられることが示唆された。また，議事録においては，CSについて熟議や対話をする教育委員個人の中で，CSの「公共性」と「共同体」の側面の間で葛藤を抱える様子が読み取れた。共通のテーマで熟議や対話をすることで，個人の中で葛藤が生まれ，異質なものに対して開かれたり，価値観や考え方の変容につながったりしていく可能性があることも示唆された。

キーワード：コミュニティ・スクール，公共性，共同体，政策分析，異質性
Key words : community school，publicness，community，analysis of policy，heterogeneity

１．研究の目的と問題の所在

本稿の目的は，ローカル・レベルのCS[1]に関する公的文書等において，「公共性」と「共同体」の両側面がそれぞれどのように扱われているのかを明らかにすることである。

CSは「新しい公共」にも位置づけられた制度である。「公共性」は「誰に対しても開かれている」（齋藤 2000，p. iv）という意味をもつ。そのため，CSは地域の誰しもを学校運営へ参画することを意図した制度であるといえる。しかし，ナショナル・レベルにおけるCS関連の政策文書を分析・考察する限り，CS（特に，学校運営協議会）は，「公共性」よりも「共同体」の側面が強調された制度になっていると考えられる（柳瀬・坂口 2023）。ナショナル・レベルにおけるCS関連の政策文書では，「実際，外国にルーツをもつ人びとや障害のある人々のように，社会的にマイノリティに位置づけられる人びとの参画について明示されていない現状があ」った（同上，p.39）。CSがすべての市民に開かれた，つまり，異質性に開かれた制度とは言えないものであるとも考えることができるのである。

これまでCSに関する先行研究は数多く蓄積されてきた。佐藤晴雄（2010）は，2007（平成19）年当時指定されていたCSの校長（全197校）を対象にアンケート調査を行い，先進校のケース・スタディの結果をまとめた。当時，CSの実態について全国規模で調査を実施した研究はほとんどなく，CS指定による「成果」（同上，pp.45-52）を指摘した点が特徴的であった。そして，佐藤晴雄（2017）は各自治体の学校運営協議会規則の収集（237件）と分析，そして，2014（平成26）年時点でのCS指定校（1,919校）を対象にしたアンケート調査を行った。その分析・考察から得られた結果の一つとして「ガバナンスよりもソーシャル・キャピタルを志向するタイプ」（同上，p.271）のCSが普及したこと，また，CSが「ソーシャル・キャピタル志向を含有することから学校支援など派生活動の展開を促していく」（同上，p.272）ものになりがちだということを指摘した。このように日本のこれまでのCSは，地域の人々の学校支援を念頭に置いた制度となっている現状が見てとれる。CSの概要や内容について述べた近年の研究においても，例えば，木村直人・相田康弘は「学校運営協議会は［中略］あくまで学校を応援するために関係者は何をできるのかを議論していただくための組織」（木村・相田 2019，p.27--［　］内引用者）と指摘しているように，CSのソーシャル・キャピタル志向は，近年のCSにおいても変わらないことがうかがえる。

一方で，実際の各自治体レベルのCSを対象にした事例報告がある。例えば，東京都三鷹市におけるCS（貝ノ瀬 2010）は，小・中一貫教育と連動させた中学校区としてのCSを実施している。貝ノ瀬はその成果を，教員，保護者と地域，そして，子どもという三つの視点からまとめている（同上，pp.102-113）。特に，情報の共有化を行うことで「保護者や地域の教育に対する関心を

＊明石市立高丘西小学校
＊＊兵庫教育大学大学院学校教育研究科人間発達教育専攻教育コミュニケーションコース 講師
令和５年７月10日受理

高め，三鷹方式の理解を深めることや協力体制の強化」（同上，p.106）がなされたこと，保護者や地域の人々からさまざまな支援を受けることで「子どもの郷土愛が高まる」（同上，p.106）ことをあげている。

また，福岡県春日市のCS（春日市教育委員会・春日市立小学校編 2014）は，2005（平成17）年度を皮切りに導入されている。「春日市学校運営協議会規則」（2009（平成21）年当時）にもとづき春日市のCSの特徴として，「協働，分担して三者［学校・保護者・地域］で共育を進めること」，「それが子どもが育つ地域風土の醸成につながること」，「学校は地域に開き，地域は学校の支援・応援団であること」の三つをあげている（同上，pp.10-11-- ［　］内引用者）。

さらに，小西哲也・中村正則によると，山口県のCS（小西・中村編 2019）は，2005（平成17）年から公立の小中学校をCSにするという動きが始まり（同上，p. ⅱ），2016（平成28）年には全ての市町立小・中学校がCSになっている（同上，p.177）。そして，小西・中村は，同県のCSの価値を次のようにまとめている。

> コミュニティ・スクールを核として，学校と地域のつながりが深まることで，様々な形での学校への支援が充実し，質の高い学校運営が行われます。一方で，地域の人々が子どもたちに関わることにより，子どもの成長とともに大人の成長も促し，さらには，子どもを介して地域のきずなを強め，地域コミュニティの創造へとつながります。（同上，p.180）

以上に示した事例では，各自治体レベルのCSの指定からその後の変遷が記述されるとともに，各CSにおいて学校教育活動に参画する保護者や地域住民の様子が詳細に報告されている。これらのCSにおいても，佐藤（2017）が指摘したようにCSのソーシャル・キャピタルを志向する傾向が読み取れるといえる。また，上記の事例で共通してみられるのは，CSの価値や特徴として保護者や地域の「協力体制の強化」（貝ノ瀬 2010, p.106），「子どもの郷土愛が高まる」（同上，p.106）こと，保護者や地域住民と学校の「協働」（春日市教育委員会・春日市立小学校編 2014, p.11），また，地域が「学校の支援・応援団」（同上，p.11）であることや，CSにより「地域のきずな」（小西・中村編 2019，p.180）が強くなることなどがあげられている。これらは本稿「2．分析対象と分析枠組み」で述べる，CSの「共同体」の側面であると考えられる。

また，各市町村のCSの事例を分析・考察することで，CSを推進するための示唆を得ようとする研究も存在する。例えば，鴨川明子・藤本浩平・金丸未来（2022）は，「山梨県内外の自治体におけるコミュニティ・スクール及び地域協働学校の先進的な実践事例の現状，特徴と課題を明らかにする」（同上，p.18）ことを目的に，山梨県と東京都の事例比較を行い，「地域の特色を生かす」，「地域協働学校運営協議会等において多様なメンバーが参加する」，「多くの人々が関わるようになればなるほど，また活動が多岐に渡れば渡るほどキーパーソンの存在が鍵になる」，「「これまでの実践を生かす・とりまとめる」という発想を基礎とする」の四つの特徴を指摘した（同上，p.18）。ここではCSの「共同体」としての側面には触れられていないが，「多様なメンバーの参加」という「公共性」としてのCSの側面が述べられているともいえる。

そして，学校運営協議会の組織メカニズムに着目した研究として江藤智佐子（2021）[2] がある。江藤は福岡県春日市にある春日東小学校の学校運営協議会を調査対象にすえ，学校運営協議会の特徴として，次の三点を指摘した（同上，p.31）。一つめは「異なる目標を持つステークホルダー間での目標共有には，それを再調整するために新たな用語として「共育」が使われてい」（同上）ること。二つめは「「協働・責任分担方式」によって当事者意識を醸成」（同上）していること。三つめは「ファシリテート力やコーディネート力などの能力が求められる」（同上，p.29）サーバントリーダーシップが，校長のリーダーシップスタイルとして取り入れられていることである。一つめと二つめは，学校運営協議会における「共同体」の側面が指摘されていると考えられる。また，三つめに関しては，「この［サーバントリーダーシップという］スタイルをとることで，学校運営協議会においても，対話と調整，三者連携を生かした組織マネジメントが可能になった」（同上, p.29-- ［　］内引用者）とも述べられており，「公共性」と「共同体」の両側面について指摘されていると捉えることもできる。

このように，各市町村レベル（以下，ローカル・レベル）のCSを分析対象にした事例報告や先行研究はあるものの，それらはローカル・レベルのCS事例を通して，CSによってソーシャル・キャピタルを生かした学校運営が可能となることを述べたり，CSに関わる人々の中で価値が共有されたり理解が進んだりといった「共同体」的側面について指摘するものであった。しかし，管見の限り，ローカル・レベルのCSについて，「公共性」と「共同体」に着目して分析・考察を行った研究はほとんど見当たらない。また，先の事例のように，東京都，福岡県，山口県をはじめ，様々なローカル・レベルのCSを対象にした研究（京都府（村上・大山 2019），岡山県（藤枝 2016），千葉県（古賀 2020），北海道（小山内・川島 2019）など）は存在するものの，調査対象にまだ据えられていないCSも存在する。そのような中，本稿では，これまで調査対象とされてこなかった地域のCSを対象として，ローカル・レベルのCSの「公共性」と「共同体」に着目した分析・考察を行う。

2．分析対象と分析枠組み

(1) 分析対象

学校運営協議会（CS）制度は2004（平成16）年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成一六年法律第九十一号）において創設

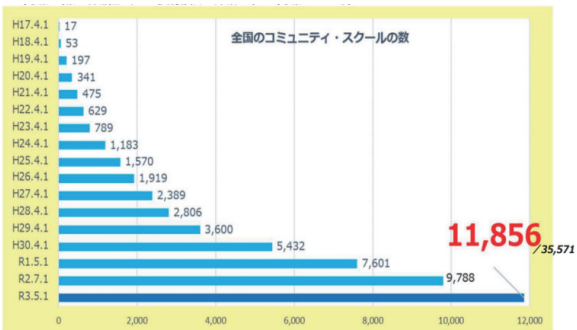

図１　全国の CS の数の推移（出典：文部科学省，2021）

された。文部科学省によると，2005（平成 17）年以降の日本における CS の数は，図１のとおりである。

図１のとおり，2004（平成 16）年以降，CS の数は少しずつ増加していったが，2016（平成 28）年以降にその数は急激に増加する。CS のこの急激な増加は，2015（平成 27）年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」をふまえて，学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ，2017 年４月１日より同法が施行されたことが，理由の一つとしてあげられるだろう。

そこで，本稿では，CS の急激な増加の契機となったと考えられる 2017（平成 29）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正以降に実施されたローカル・レベルの CS に着目する。それは，図１から分かる通り，現在の CS の多くは 2017（平成 29）年以降に実施されたものであり，それらの CS から分析・考察対象を選ぶことは，現行の多くの CS 全体の傾向や特徴を代表するものになり得ると考えるからである。

先にも触れたように，ローカル・レベルの CS の先行研究においては，CS がソーシャル・キャピタルを生かした学校運営が可能となることを述べたり（e.g. 貝ノ瀬 2010，春日市教育委員会・春日市立小学校編 2014），CS に関わる人々の中で価値が共有されたり理解が進んだり（e.g. 小西・中村編 2019）といった「共同体」的側面について指摘されてきた。しかし，管見の限り，ローカル・レベルの CS について，「公共性」と「共同体」に着目して分析・考察を行った研究は見当たらない。そのため，「公共性」と「共同体」に着目して分析・考察を行うことには意義があると考えられる。

先述のとおり，様々なローカル・レベルの CS を対象にした研究は多岐にわたる。そのような中，本稿では，兵庫県明石市（以下，明石市）における CS に着目する。その理由は，第一に，管見の限り，明石市の CS を対象にした先行研究が見当たらないことである。第二に，モデル校による検討をふまえた上で，市内全小・中学校で CS 指定を行っていることである。明石市の CS は，2019（平成 31）年４月から市内全小学校で，2020（令和２）年４月から市内全中学校で実施されている。さらに，同市全小・中学校での実施にあたり，2017（平成 29）年には松が丘小学校を CS モデル校に指定し，2018（平成 30）年には朝霧小学校，二見北小学校をモデル校に追加指定し，先行実施している。このように，明石市の CS を対象にした先行研究が管見の限り見当たらない点と，明石市において CS が重要な教育政策の一つとして位置づけられている様子がうかがえる点をふまえると，明石市の CS を対象に取り上げることには意義があると考えられる。

したがって，本稿では，明石市の CS に関する公的文書等において，「公共性」と「共同体」の両側面がそれぞれどのように扱われているのかを明らかにすることを目的とする。これまでの先行研究では，管見の限り，「公共性」と「共同体」の観点から CS の分析・考察が行われていない。そのため，先行研究ではとられていない観点から CS を分析・考察することで，これまでの研究では指摘されていないことがらが見えてくる可能性が考えられる。

明石市の CS の分析・考察に入る前に，ナショナル・レベルにおける CS と明石市の CS の変遷を比較する形でまとめておく。両者の CS に関する事項を整理したのが，表１である。

表１　ナショナル・レベルの CS と明石市の CS

年月	ナショナル	明石市
2015（平成27）年12月	中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」	
2016（平成28）年３月		「第２期あかし教育プラン」
2016（平成28）年４月		明石市立松ヶ丘小学校CS準備委員会設置
2017（平成29）年４月	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正・施行	松ヶ丘小CS（モデル校）指定・学校運営協議会設置
2018（平成30）年４月		朝霧小・二見北小CS（モデル校）指定・学校運営協議会設置
2019（平成31）年４月		市内全小学校CS開始
2020（令和２）年４月		市内全中学校CS開始
2022（令和４）年２月		「第３期あかし教育プラン」

（出典：文部科学省，明石市教育委員会ウェブサイトの情報をもとに筆者作成）

(2) 分析枠組み

本稿では，柳瀬賢佑・坂口真康（2023，p.34）で提示された齋藤純一（2000）の「公共性」と「共同体」の概念の整理を分析枠組みとして採用する。その理由は，次の二つである。一つは「公共性」について考察する際，先行研究において齋藤（2000）に言及される場合が多い（例えば，安彦・谷本（2004），稲葉（2008），宮寺（2006，2014），山岡・齋藤（2010［2017］）など）ことである。つまり，「公共性」に関して分析・考察する上で，齋藤（2000）の整理を参照することは，「公共性」に関する多くの先行研究と本稿を関連づけることになるとともに，本稿と先行研究との違いもまた明確にすることができると考えられる。もう一つは，「公共性」を「共同体」と比較して整理していることである。CS の「コミュニティ」の概念は「共同体」と重なり合う概念であると考えられるが，CS においてそれと「公共性」がいかに並存しているのかが，齋藤（2000）の概念整理を分析枠組みとすることで，より明確に見えてくると考えられるからである。

本稿では，表２の意味で公共性と共同体の語を使用し，「公共性」，「共同体」と表記する。

３．分析と考察

(1) 明石市教育委員会会議議事録[3] の分析・考察

明石市教育委員会は，2019（平成 31）年の市内全小学校での実施にあたり，先行実施のモデル校として松が丘小学校を 2017（平成 29）年４月に指定した。明石市教育委員会定例会議（以下，定例会）においては，モデル校での実施状況をふまえて，市内全小・中学校での実施に向けた検討が行われている。以下では，CS について取り上げられた定例会（表３）の議事録をもとに，明石市の CS が市内全小・中学校で実施されるまでに，同市教育委員会会議で明石市の CS についてどのような議論が行われてきたのかを，表２の分析枠組みに基づき分析・考察する。

明石市教育委員会会議議事録は一般に公開されており，同委員会ウェブサイト上で入手できる。同委員会会議で CS について議論が始まった 2017（平成 29）年３月 15 日分から，2023（令和５）年６月８日（第 11 回定例会）までの会議の内，CS に関する議題・連絡が行われた会議は，次の表３の通りである。

表２ 「公共性」と「共同体」の概念の整理

	公共性	共同体
空間・領域	誰もがアクセスしうる空間	閉じた領域
価値	異質	共有
メディア	人びとの間にある事柄 人びとの間に生起する出来事への関心	人びとが内面にいだく情念（愛国心・同胞愛・愛社精神等々）
一元的・排他的な帰属	求めない	求める

（出典：齋藤（2000，pp. 5-7）をもとに作成された柳瀬・坂口（2023，p. 34）の図より引用）

表３の示された各定例会ついて，年月の古い順に会議録を引用し，分析・考察を進める。引用部分の中で，下線はすべて筆者によるものである。また，かっこ内は筆者による補足である。公開されている会議録では発言者は記名されているが，発言者の名前については，すべて A 委員，E 課長等，匿名化（イニシャル化）している。

まず，表４に示す 2017（平成 29）年５月８日（第９回定例会）について分析・考察を行う。

表４に示す通り，A 委員から，学校運営の基本方針が学校運営協議会（以下，協議会）において「承認しないとなった場合はどうされますか」という質問があった。E 課長，H 教育長の返答はどちらも，承認に至るプロセスについての言及はなく，承認してもらう必要があるという点への言及にとどまっている。つまり，表４を見る限りでは明石市の CS 制度の前提として基本方針が承認

表３ 明石市の CS について議論された定例会

年月日	回
2017（平成 29）年３月 15 日	第６回定例会
2017（平成 29）年５月８日	第９回定例会
2017（平成 29）年 10 月 18 日	第 20 回定例会
2018（平成 30）年２月７日	第３回定例会
2018（平成 30）年２月 21 日	第４回定例会
2018（平成 30）年 12 月 19 日	第 23 回定例会
2019（平成 31）年３月 18 日	第５回定例会
2019（平成 31）年 10 月 16 日	第 20 回定例会
2020（令和２）年３月 18 日	第５回定例会
2020（令和２）年 10 月７日	第 18 回定例会

（※2021（令和３）年から 2023（令和５）年６月８日までの定例会で CS に関する議論は無し）

表４ 2017（平成 29）年５月８日（第９回定例会）（1）

A 委員	伊丹市ではスタート時の様子を，京都市では成功している様子を（市教委指導主事が）見る（参観する）ということでよろしいですか。 学校運営協議会設置要綱には役割として，校長が作成する学校運営の基本方針について承認するとありますが，承認しないとなった場合はどうされますか。
E 課長	承認というのは学校運営協議会の要件になっておりまして，外せない文言となっております。 当然<u>出した以上は承認してもらえるように調整しないといけないわけです</u>が，もし承認をいただけなければもう一度やり直して作ることになると思います。
H 教育長	実際に学校の運営方針については，４月当初の職員会議で共通理解をして進み始めています。6 月に協議会から承認されないとなると具合が悪いことになって，ちょっとぎくしゃくすることになる可能性がありますので，<u>ぜひとも承認いただけるように進めていく必要がある</u>と思います。

されない（合意に至らない）事態はあまり想定されていないと捉えることもできる。協議会の活動を「公共性」からみた場合，協議会は，協議会委員のもつ価値観や考え方の異質性が顕在化し，異質なものに開かれている場であるとも考えられるだろう。そして，異質性を尊重する場合，多様な意見の表出があったり，議論が合意に至らなかったりする場合に，どのように対応していくのかについて想定しておく必要が出てくる可能性がある。議事内容を見る限り，こうした議論までなされているとは言い難い。

つづけて，表4と同じ定例会における別の議論の箇所を取り上げたものが表5である。

協議会委員は，校長の指名ではなく，地域の各団体の中で調整された人が校長へあげられる。そして，その人を校長が教育委員会に委員として推薦するという手続きとなっている。「明石市のコミュニティ・スクール2022年度版」では，「保護者・地域」の具体例として，「PTA役員，保護者代表，校区まちづくり協議会役員，自治会役員，スポーツ21代表，地元企業・商店街代表，大学教授，等」と書かれている。おそらく，2017（平成29）年時点でも各団体のカテゴリーはこれと大きく変わらなかったのではないかと推測される。

委員選定にあたり団体から代表者をあげるこの仕組みは，保護者や地域の多様な意見を協議会にひろく反映させる意図があるとも思われる。しかし，上記のような地域の団体は，校区の市民の属性や階層（年齢層，所得，学歴，国籍等）を偏りなく代表するような集団といえるかどうかは，表5においては明らかになってはいない。つまり，協議会委員が価値観の異質で多様な人々によって構成されているのか，価値観を共有する多様性の小さな人々によって構成されているのかという点は，これらの情報からだけでは判断することが難しいともいえる[4)]。

さらに，次に示すのは，表4，表5と同様，2017（平成29）年5月8日（第9回定例会）の別の箇所の議論である。

表6で示したC委員の発言に対して，教育委員会事務局側からの返答はなかった。しかし，「公共性」から協議会を捉えた場合，多様な意見や考え方が協議会の場で表出することは想定されるだろう。

例えば，文科省『コミュニティ・スクールのつくり方（「学校運営協議会」設置の手引き）』では，「仮に，学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていることを理由に承認を得られない場合は，校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。」（文部科学省2020, p.5）とされている。つまり，協議会の議事運営が「適正」を欠き「承認」に至らない場合を想定しているといえる。また，「協議会の適正な運営の確保」として「発言力の強い特定の委員により偏った協議会の運営がなされ，学校運営に支障を生じかねない場合には，当該委員を罷免した上で新しい委員を任命することや，委員同士の意見が対立して協議会としての意思形成がなされず，学校運営に関する基本的な方針の承認がなされない場合には，協議会の運営を一時的に停止させ，運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定されます」（同上，p.24）とされている。これは，協議会委員の多様性により議論が一定の結論に収束しない状況や，一部の委員により議論が方向づけられたり結論が強制的に導かれたりする事態を想定しているとも考えられる。つまり，ナショナル・レベルにおいても，C委員が考えるような状況が起きうることが想定されているといえるだろう。

また，表6のC委員の発言にある「おかしな方向」は，校長や教育委員会の考え方や方針から外れるような方向という意味と推測することもできるだろう。ナショナル・レベルにおいて想定されているように，明石市のCSにおいても，「熟議」により多様な意見や考え方を尊重しようという考えがみられる一方，多様な意見や考え方により協議会が混沌とした状態になることもまた懸念していることがうかがえるのではないだろうか。

次の表7は，2017（平成29）年10月18日（第20回定例会）における議論の抜粋である。

表7で示したやりとりからは，モデル校の協議会委員は，以前から（学校評議員等で）学校運営や支援活動に理解があり協力的な人たちが選ばれていることが読み取れる。また，それらの人々は「市のことをしっかりと考えて」活動できる人々のようである。この点で，協議会委員はそのメンバーの価値や考え方の異質性よりも，

表5　2017（平成29）年5月8日（第9回定例会）（2）

B委員	協議会の委員は，校長の推薦により教育委員会が任命するということですが，校長の推薦というよりも各団体の方で決めて上げてくるということでしょうか。
E課長	こちらについては，準備委員会でどれくらいの人数でどういう人にという調整をしながら進めております。 まちづくり協議会や，保護者代表ということでPTAから出していただいておりますが，校長から指名するようなことではなく，団体の中で調整していただいた方を推薦するという手続きになります。

表6　2017（平成29）年5月8日（第9回定例会）（3）

H教育長	学校評議員は1回限り再任を認めるということで，最大2年という縛りがありますが，今回はまずスタートで1年間やっていただいて，その状況を見てということで受け止めてよろしいですか。
E課長	今後の状況を見ながらということになりますが，まず1年やってみてから協議したいと考えております。
C委員	他市で地域の方が学校運営にかかわっていろいろあったという報道がありましたが，いただくご意見がおかしな方向へ行くようなときには，やはり何らかの配慮を教育委員会などでしていただきたいと思います。

学校運営や支援活動に対して親和的な価値観や考え方をもつ（共通性）点を重視して選ばれていると推測することもできるだろう。

続く表8は，2019（平成31）年10月16日（第20回定例会）における議論の抜粋である。

表8で示したように，協議会の協議内容の公表が原則とはされていない点では，協議会の場が「誰もがアクセスしうる空間」になっているとは言い難い。この点で「公共性」の側面が十分確保されていない状況がみられるともいえるだろう。

さらに，次の表9は，2020（令和2）年10月7日（第18回定例会）における議論の抜粋である。表9におけるG課長の発言は，「コミュニティ・スクールの進捗状況について」の報告を行った際の抜粋である。

表9に示したG課長の発言（下線部）から，協議会は，多様な意見が表出され対話が行われるという「公論の場」として位置づけられようとしていることが推測される。その一方で，2017（平成29）年の第9回定例会でのC委員の「いただくご意見がおかしな方向へ行くようなときには，やはり何らかの配慮を教育委員会などでしていただきたい」という発言に見られるように，協議会があらかじめ方向づけられた議論の場であるという捉え方もされていることがうかがえるのではないだろうか。

続く表10は，表9と同じ定例会における別の箇所の議論である。

表10に示したC委員の下線部の発言は，校長の学校運営の内容や方針から逸脱する（または批判する）発言をしてもいいものかという認識から，委員が発言を控える事態への懸念を表明したものだと捉えることもできるだろう。ただし，C委員は，別の場面で議論が「おかしな方向」に進むことへの懸念も表明していた（表6）。一歩踏み込むと，多様な意見が表出するためには，協議会委員間で平等に発言できるような場や配慮が必要であると考える一方で，校長や教育委員会の方針から逸脱することは避けたいという認識もあることが，C委員の発言からは読み取ることができるだろう。前者は，委員同士の考えや価値観の異質性を認めた上で議論をすることを要求していると考えられる。後者は，一定の方向付けをされた考え方や価値観を前提に議論をすることを要求していると考えられる。両者をそれぞれ突き詰めれば，前者は「公共性」を，後者は「共同体」の側面であると考えられ，CSが両者の混在する制度であることが推測される。また，これらの一連のやりとりについては，CSについて議論をすることでC委員個人の中で，CSの「公共性」と「共同体」の葛藤が起きていると捉えることもできるだろう。つまり，CSという共通のテーマで熟議や対話を行う委員自体が，葛藤を抱えている様子が見て取れるのである。この後のC委員の変容は議事録からは読み取れないが，熟議や対話が個人内で

表7　2017（平成29）年10月18日（第20回定例会）

H教育長	（モデル校の取り組みは）順調に進んでいると思ってよろしいでしょうか。
E課長	流れとしましては，非常に順調に進んでいると捉えております。 校長先生も非常に前向きに取り組んでいただいておりますし，その他の方も，学校関係で今までも協力していただいてきた方々ですので，市のことをしっかりと考えていただきながら，前向きな方向で進めていただける方で，その実力を発揮していただきながら進めている状況でございます。

表8　2019（平成31）年10月16日（第20回定例会）

D委員	運営協議会の協議内容というのは，どこかで公表されますか。
F課長	公表は考えておりませんが，それぞれどういった形になったのかというのは，学校教育課のコミュニティスクールコーディネーターと担当指導主事が学校訪問をして聞き取りをしております。

表9　2020（令和2）年10月7日（第18回定例会）（1）

G課長	今後は，育む子ども像や今後の学校のビジョンを具現化するため，具体的な教育活動の計画，地域・保護者の参画の仕方等について，対話を通して探っていけるようにしたいと考えています。コミュニティ・スクールを推進していく上で，私たちはこの対話を最も重要視しています。それぞれの立場，視点で出された意見を互いに受容し，擦り合わせて“納得”を探ります。意見を双方向に通わせる対話があってはじめて「当事者意識」が芽生えると捉えています。

表10　2020（令和2）年10月7日（第18回定例会）（2）

C委員	熟議ということですが，意見をしっかり持っている人にとっては，参加して意見を反映して議論してということで良いと思いますが，地域の方でなかなかそこまで意見を持っておられる方が少なかったりして，そういうのは億劫だなというふうにならないかと，全員が積極的に発言される人ばかりではないので，そのあたりはいかがですか。
G課長	熟議，簡単に言いますと深い議論をしていくということになりますが，学校運営協議会のメンバーということもありますので，非常に積極的には考えてくださると聞いております。
C委員	一番気になるところは，「こんなことを言ってもいいかな」というような形で消極的になっている人たちを，上手く取り上げられるようなシステムにしていただきたいと思います。声の大きい人の意見ばかりが通ってしまうようでは良くないと，ちょっと懸念します。
I教育長	まさにそこは，ファシリテーターの役割や力量が大きいところですので，いかに様々な声を拾い上げるか，そういう意味ではスキルアップのための研修も必要かもしれません。

の葛藤を生み，それが異質なものに対して開かれていったり，価値観や考え方の変容につながったりしていく可能性があるともいえるのではないだろうか――この点についてはさらなる検討が必要である。つまり，定例会での議論を見る限り，明石市のCSは協議会委員間で多様な意見や考え方が表出される「熟議」がなされること（「公共性」）を目指したいが，一方で，校長や教育委員会が意図する方針から外れるような運営になることは避けたい（「共同体」）という，両者が混在した制度であると捉えることもできるかもしれない。

では，明石市のCSにおいて，この両者はどのような関係にあるといえるのだろうか。つまり，「公共性」が強調されているのか，「共同体」が強調されているのか，あるいは両者はバランスをとりながら並存しているのだろうか。

結論を先取りすると，明石市のCS規則を分析・考察する限り，「公共性」と比べて「共同体」の側面の方が強調されていることが指摘できる。次節では，文科省が例として挙げているCS規則と，明石市のCS規則とを比較し分析・考察を行い，この点を提示したい。

(2) 明石市のCS規則[5]の分析・考察

文科省は「学校運営協議会規則の例（H29.4.1法改正後）」（以下，文科省CS規則例）を出している。そのような中，文科省CS規則例を対象に分析・考察を行った先行研究は管見の限り見当たらない。また，ローカル・レベルのCS規則に着目した先行研究も数少ないようである。例えば，屋敷和佳（2010）はCS規則には言及していないものの，学校運営協議会設置校に対する悉皆調査によって得られたデータをもとに，協議会の委員の数，委員に占める教職員の割合，協議会の代表，会議の開催頻度，会議の公開の有無等について明らかにしている。また，栗田芳樹・杉本任士（2019）は北海道全市町村の学校運営協議会設置規則を対象に分析・考察を行っている。他には，佐藤晴雄（2021）が学校運営協議会の「任用意見」権限以外の事項を対象に，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後の設置規則の変容に着目し，その法改正が学校運営協議会設置規則に及ぼす影響を明らかにしている。このようにローカル・レベルのCS規則に着目した先行研究は数少ないながらも存在するものの，ナショナル・レベルにあたる文科省のCS規則例を対象にした先行研究は管見の限り見当たらない。

そこで本節では，文科省CS規則例と明石市の「明石市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年4月1日施行，最終改正：令和2年3月23日教委規則第3号）」（以下，明石市CS規則）を比較する形で分析・考察を行う。この両者には，異なる点が二つある。本節では，両者の異なる点に着目して，分析・考察を進める。

文科省CS規則例第12条では，「協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選により，選出する」とされている。一方，明石市CS規則第12条2では，「会長は校長が指名し，副会長は会長が指名する」とされている。そして，協議会委員は，文科省CS規則例では「教育委員会が任命」（第8条）とされ，明石市CS規則では「対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命」（第9条）とされており，どちらも教育委員会が任命する点は同じである。しかし，委員から会長を選ぶ際には，文科省CS規則例が「互選」を挙げるのに対し，明石市CS規則では校長による「指名」となっている。これは文科省CS規則例（ナショナル・レベル）よりも，明石市CS規則（ローカル・レベル）において，CSを校長や教育委員会が主導する傾向が強くなっているという捉え方もできるだろう。

また，文科省CS規則例第14条では，「協議会は，特別の事情がない限り公開とする」とされている。一方，明石市CS規則ではこの第14条にあたる部分がない。「誰もがアクセスしうる空間」という「公共性」の意味からすれば，協議会の議論の公開を原則とすることに言及していない明石市のCSは，「公共性」の側面が弱くなっているという見方もできるかもしれない。

文科省CS規則例と明石市CS規則を比較する限り，ナショナル・レベルよりもローカル・レベルにおいて「公共性」の側面が弱いとみることができそうだ。会長は互選ではなく校長の指名としている点，協議会の議論の公開を原則とすることを明記していない点が，明石市CS規則の特徴である。これは，協議会の円滑な運営と実施をするために必要な措置としてとられていると推測することもできるだろう。これは，見方を変えれば，「公共性」のもつ「誰もがアクセスしうる空間」という「open」（齋藤2000，p.5）の側面が，ナショナル・レベルと比べて弱くなっていると考えることもできるだろう。

(3) 明石市CSパンフレットの分析・考察

先述した表1の通り，明石市では2019（平成31）年4月から市内全小学校で，また，2020年4月から市内全中学校でCSが導入された。あわせて，教職員だけでなく，保護者や地域住民にCSについて広く知らせるため，同市教育委員会のウェブサイトには明石市のCSパンフレットが公開されている。本節では，市内全小学校でCSが導入された2019（平成31）年度からのパンフレットを分析・考察する。

一方，文科省も2015（平成27）年から2018（平成30）年と，2020（令和2）年にCSの概要を紹介するパンフレットを発行している。「宣言」の段階で登場していた「協働」は2015年以降のCSパンフレットで言及され，その使用頻度も増していった。一方で，「熟議」は2020（令和2）年には三か所での使用しかされていなかった。2015（平成27）年は十三か所，2016（平成28）年と2017（平成29）年は十九か所，2018（平成30）年は二十か所と一定数で使用されている（柳瀬・坂口2023,p.36）。

この傾向は，明石市CSパンフレットにも見られる。表11は，明石市CSパンフレットにおける「熟議」と「協働」の使用数である。2019（令和1）年度版では両語と

も使用されていなかったのに対し，2020（令和２）年度以降，「熟議」は一定数で使用され「協働」は年度を追うごとにその使用数が増えている。この点から，ローカル・レベルにおいても，ナショナル・レベルと並行する形で，CS において「協働」が重視されているとみることもできるだろう。ただし，パンフレットの総ページ数が異なる点は考慮しておかなければならない。

また，明石市の CS パンフレット 2020（令和２）年度版には，同市の CS のイメージ図（図２）がある。この図２は，学校運営協議会（学校運営協議会委員）と，教育活動や支援活動（保護者・地域住民・教職員）という２つの軸が明石市の CS にあることを示していると考えることもできるだろう。

しかし，この二つの軸はどのような関係にあるのだろうか。例えば，同市の 2021（令和３）年度のパンフレット（p.4）では，「学校運営協議会の中での熟議の深まり」を始点とし「児童会の子どもと一緒に地域の行事を熟議することに」を終点とする一方通行の矢印が描かれている。つまり，学校運営協議会から教育活動・支援活動への一方向である。この図をふまえると，協議会での「熟議」を通して学校運営の基本方針や教育活動・支援活動の計画が立案され，その方針に則り保護者・地域住民・教職員が具体的な活動を「熟議」し，実際に教育活動や支援活動を進めている様子がうかがえる。しかし，この図に基づくと，学校運営協議会（学校運営協議会委員）と教育活動・支援活動（保護者・地域住民・教職員）との関係は，横の関係的な並立した二軸というよりも，上下の縦の関係的な二軸と考えることもできるのではないだろうか。

つまり，学校運営協議会（学校運営協議会委員）でも，教育活動・支援活動（保護者・地域住民・教職員）でも「熟議」が行われているものの，図２の矢印が前者から後者への一方向であることから，前者が後者を一定の方向付けをしており，その方向付けの範囲内で後者は「熟議」していると推測することもできるのではないだろうか。

学校運営協議会（学校運営協議会委員）が「誰もがアクセスしうる空間」であり，価値の異質性を尊重するものであるとするならば，教育活動・支援活動（保護者・地域住民・教職員）の場から，学校運営協議会（学校運営協議会委員）へ，企画や基本方針に対する問い直しや検討を求める議論の流れを想定することもできるかもしれない。それは，協議会委員以外の人々が協議会にアクセスする可能性を生み出すだろう。また，それは協議会委員とは異なる価値観や考え方が協議会にもたらされることも意味する。明石市の CS の実際において，こうした現象が生じているのかどうかについては，明石市の CS パンフレットからは読み取ることが難しい。この点に関しては，実際の協議会への参与観察やインタビュー調査を行うことで明らかにできる可能性がある――この点は今後の課題である。

表 11　明石市 CS パンフレットにおける「熟議」「協働」の数と総ページ数

	熟議	協働	総ページ数
2019 年	0	0	4
2020 年	8	7	4
2021 年	3	9	14
2022 年	7	11	18

（出典：明石市 CS パンフレットより筆者作成）

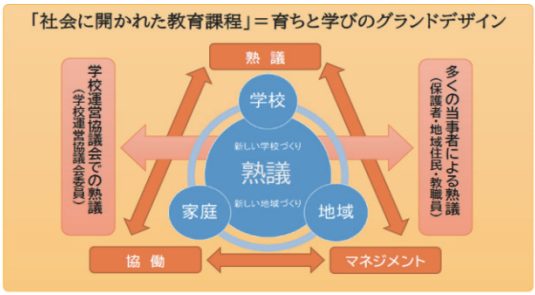

図２　明石市 CS の全体図
（出典：明石市 CS パンフレット 2020 年度版，p.3）

４．まとめと今後の課題

本稿の分析・考察は，次のようにまとめられる。

明石市教育委員会会議議事録を見る限り，明石市の CS では，学校運営協議会（学校運営協議会委員）において多様な意見の表出や委員同士の平等な発言が伴う「熟議」が期待されている（「公共性」）。一方，そこでの議論が校長や教育委員会の想定している方向から逸脱することは未然に避けようとする配慮があることも見て取れた（「共同体」）。また，文科省の CS 規則例と明石市の CS 規則を比較すると，会長は互選ではなく校長の指名としている点，協議会の議論の公開を原則としていない点が，文科省の CS 規則例と明石市の CS 規則との違いとして読み取れた。この措置の意図は，協議会の円滑な運営を重視しているからだとも推測することができるかもしれない。つまり，協議会での議論が校長や教育委員会の想定している方向へ進むように配慮したものだと考えることも可能かもしれない。そのため，明石市の CS においては「公共性」よりも「共同体」の側面が強調されていると考えることもできるのではないだろうか。さらに，明石市の CS は，学校運営協議会（学校運営協議会委員）と教育活動・支援活動（保護者・地域住民・教職員）を二軸とする制度であるといえる。ただし，前者が後者の議論や支援活動を方向付けするような縦の関係的な二軸である可能性があることが，明石市のパンフレットを見る範囲内では推測された。

また，明石市の議事録において，CS について熟議や対話をする委員個人の中で，CS の「公共性」と「共同体」の側面の間で葛藤を抱える様子が読み取れた。これは，共通のテーマで熟議や対話をすることで，個人の中で葛藤が生まれ，異質なものに対して開かれたり，価値観や考え方の変容につながったりしていく可能性があることを示唆していると考えられた。

ローカル・レベルにおける先行研究では，「公共性」

や「共同体」という語は使われてはいないものの，保護者や地域の「協力体制の強化」（貝ノ瀬 2010，p.106），学校との「協働」（春日市教育委員会・春日市立小中学校編 2014，p.11），地域が「学校の支援･応援団」（同上，p.11）になるというように，CS に関わる人々の価値の共有というような CS の「共同体」としての側面が表現されていた。さらに, CS により「地域のきずな」（小西･中村編 2019，p.180）が強くなる，「子どもの郷土愛が高まる」（貝ノ瀬 2010，p.106）というような内面に抱く情念が CS に関わる人々のメディアとなるという「共同体」の側面もまた，「共同体」という語が使われてはいないものの表現されていたといえるだろう。本稿では「公共性」と「共同体」という視点から分析・考察を進めてきた。本稿での分析・考察を通して，CS の「共同体」的側面がナショナル・レベルと比べてローカル・レベルにおいて強くなっている可能性があることがうかがえた。これを踏まえると，これまでのローカル・レベルの先行研究において表現されていた CS の内実も，本稿での「公共性」と「共同体」の分析枠組みを通して見た場合，「共同体」的側面が「公共性」の側面よりも強いと推測されうる可能性があることも示唆できるかもしれない。また，「共同体」と「公共性」の双方を分析・考察の視点にすえることにより，協議会委員の多様性や異質性を保障しようとする配慮と，価値を共有し CS に関わる人々の「きずな」を強めたりソーシャル・キャピタルを学校運営に活用しようとしたりする配慮とが，ローカル・レベルの CS には同時に存在していると考えられることも示唆された。つまり，ローカル・レベルの CS が，価値の「異質」と「共有」の相異なる両側面が同時に目指されている制度であるとも推測できる。これは，「公共性」と「共同体」という視点から分析・考察することで見えてきたとも考えられる。この点はローカル・レベルの CS に関する先行研究では，管見の限り指摘されていない点だと思われる。本点は本稿の意義として提示できると同時に，今後一層議論を深めていく必要がある点として提示できる。

本稿の成果を踏まえた今後の課題は，次のとおりである。まず，ナショナル・レベルよりもローカル・レベルにおいて，CS の「公共性」の側面より「共同体」の側面が強調されていることが示唆された。しかし，なぜ明石市における CS では，「公共性」よりも「共同体」の側面が強いと捉えることができたのであろうか。例えば，明石市の教育方針や指針で重視されている価値に基づいたとき，相対的に CS の「公共性」の側面よりも「共同体」の側面が強くなっているという可能性も考えられる。本稿の分析･考察では, 明石市の CS において「公共性」よりも「共同体」の側面がなぜ強くなっているのか，その背景要因を探索するまでには至ることができなかった。また，本稿の分析・考察対象は，明石市教育委員会会議議事録，CS 規則，CS パンフレットのような明石市の CS に関する公的文書を中心にしたものであった。これらの公的文書の内容をもとに，各学校の CS は運営されていると考えられるが，実際の CS では，各校の実情に合わせて様々な対応や工夫がなされていると思われる。つまり，公的文書レベルにおいては明石市の CS は「公共性」よりも「共同体」の側面が強いと推測できるものの，実際の CS でも同様の傾向かどうかについては，ここでは判断することができない。以上のことを踏まえると，明石市の CS の「公共性」と「共同体」の実態をさらに明らかにするためには，実際の CS への参与観察やインタビュー調査をする必要がある。そのため，今後は，本稿を通じて浮き彫りとなった点について，明石市の実際の CS において社会調査をしてくことも課題となる。

【注】

1）市川昭午（2021，pp.360-362）によれば，戦後から 2000 年までにも「コミュニティ・スクール」という語は存在しており，当時の日本における「地域社会学校」を指す語であった。また，アメリカの Community School を指す場合もあった。一方，2000 年以降においては，「コミュニティ・スクール」は国民会議が提案する「新しいタイプの公立学校」や地方教育行政法が規定する「学校運営協議会を置く学校」を指すようになる。そして，「Community School と地域社会学校はいずれも学校側が主体となって地域社会の在り方を変えていくことを意図するものだったのに対し，今世紀の我が国で使われるようになった二種類のコミュニティ・スクールは，いずれも地域社会の側から学校を変えていくことを意図しており，従来とは主客が逆転している」（同上，pp.361-362）としている。本研究では，現行のコミュニティ・スクールを主対象としている。つまり，市川の二種類のコミュニティ・スクールの分類でいえば，後者のコミュニティ・スクールが本稿では該当する。

2）ここでは吉本圭一（2009）で示された，3 次元アプローチが参照されている。

3）2023（令和 5）年 3 月 29 日時点で，2018（平成 30）年 1 月 11 日分から 2023（令和 5）年 3 月 14 日分まで掲載されていた。2017（平成 29）年，2018（平成 30）年分については, 筆頭著者が 2021（令和 3）年, 2022（令和 4）年に明石市教育委員会ウェブサイトから入手している。

4）この点は，実際の各学校の協議会について校長への聞き取りなどの調査をすることで明らかにできる可能性がある。

5）明石市例規類集内の「明石市学校運営協議会の設置等に関する規則」から入手した。

【参考文献・資料】

明石市教育委員会会議議事録（http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/iinkai/kaigi/index.php）【最終確認日 2023 年 7 月 1 日】

明石市 CS パンフレット（2022）（http://www.edi.akashi.

hyogo.jp/kyoiku/gakkou_kyouiku/komisuku/index.php）【最終確認日 2023 年 7 月 1 日】
明石市例規類集（https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85D03F3D&houcd=H430920100004&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj）【最終確認日 2023 年 7 月 1 日】
安彦一恵・谷本光男（2004）『公共性の哲学を学ぶ人のために』世界思想社 .
市川昭午（2021）『教育改革の終焉』教育開発研究所 .
稲葉振一郎（2008）『「公共性」論』NTT 出版 .
江藤智佐子（2021）「制度化された中間組織としての学校運営協議会の組織運営―コミュニティ・スクールの地域連携教育活動に着目して―」『久留米大学文学部紀要情報社会学科編』第 16 号，pp.23-33.
小山内仁・川島眞（2019）「コミュニティ・スクールの現状と課題―「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ―」『尚美学園大学芸術情報研究』第 31 号，pp.27-36.
貝ノ瀬滋（2010）『小・中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた―三鷹市教育長の挑戦―』ポプラ社.
春日市教育委員会･春日市立小中学校編（2014）『コミュニティ・スクールの底力―共育基盤形成 9 年の軌跡：「必要」から「必然」へ―』北大路書房.
鴨川明子・藤本浩平・金丸未来（2022）「公立小学校におけるコミュニティ・スクール（地域協働学校）の実践とその課題―山梨県北杜市及び東京都新宿区先駆的事例の比較―」『教育実践学研究：山梨大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第 27 巻，pp.1-20.
木村直人･相田康弘（2019）『未来の学校づくり―コミュニティ・スクール導入で「地域とともにある学校」へ―』学事出版.
栗田芳樹･杉本任士（2019）「北海道の振興局別のコミュニティ・スクールの実態調査」『北海道教育大学大学院高度教職実践専攻研究紀要』第 9 号，pp.155-164.
古賀倫嗣（2020）「コミュニティ・スクールの成果と課題―「学校と地域の連携」の推進方策をめぐって―」『日本生活体験学習学会誌』第 20 号，pp.1-8.
小西哲也・中村正則編（2019）『奇跡の学校―コミュニティ・スクールの可能性―』風間書房.
齋藤純一（2000）『思考のフロンティア 公共性』岩波書店.
佐藤晴雄（2010）『コミュニティ・スクールの研究―学校運営協議会の成果と課題―』風間書房.
佐藤晴雄（2017）『コミュニティ・スクールの成果と展望―スクール・ガバナンスとソーシャル・キャピタルとしての役割―』ミネルヴァ書房.
佐藤晴雄（2021）「法改正がコミュニティ・スクールの在り方に及ぼす影響に関する実証的研究―学校運営協議会設置規則の分析結果から―」『日本学習社会学会年報』第 17 号，pp.49-59.
藤枝茂雄（2016）「コミュニティ・スクールにおける協働に関する考察―御南中学校区地域協働学校の実践と社会関係資本理論の接点から―」『岡山大学教師教育開発センター紀要』第 6 号，pp.150-159.
宮寺晃夫（2006）『教育の分配論―公正な能力開発とは何か―』勁草書房 .
宮寺晃夫（2014）『教育の正議論―平等･公共性･統合―』勁草書房 .
村上美智子･大山剛生（2019）『京都コミュニティ･スクール物語―御所東小学校の軌跡―』東京書籍 .
文部科学省（2020）「学校運営協議会規則の例（H29.4.1 法改正後）（https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E9%81%8B%E5%96%B6%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E8%A6%8F%E5%89%87%E3%81%AE%E4%BE%8B.pdf）【最終確認日 2023 年 7 月 1 日】
文部科学省（2021）「令和 3 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）」（https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_chisui01-000018965_1.pdf）【最終確認日 2023 年 7 月 1 日】
屋敷和佳（2010）「学校運営協議会の組織と会議」佐藤晴雄編『コミュニティ・スクールの研究―学校運営協議会の成果と課題―』風間書房，pp.55-74.
山岡龍一･齋藤純一（2010［2017］）『改訂版　公共哲学』放送大学教育振興会 .
柳瀬賢佑・坂口真康（2023）「「公共性」からみたコミュニティ・スクールの現状と課題―ナショナル・レベルにおける政策の分析を中心にして―」『学校教育コミュニティ（兵庫教育大学と大学院同窓会との共同研究論文集）』第 13 号，pp.34-39.
吉本圭一（2009）「高等職業教育の体系化と専門学校」『大学論集』第 40 集，pp.199-215.